

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）

発行人 大分県

編集 株佐伯コミュニケーションズ

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

日 次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……一
衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる
日等……

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十号

令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和三年十月十八日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日
令和三年十月十九日

令和三年十月十八日

大分県選挙管理委員会告示第六十一号

令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る
被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和三年十月十八日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和三年十月十八日。ただし、年齢要件については、同月三十一日とする。

二 登録を行う日

令和三年十月十八日

令和三年十月十八日

大分県報号外（選管委告示）